

平成28年第1回臨時会

天栄村議会会議録

平成28年4月5日 開会

平成28年4月5日 閉会

天栄村議会

平成28年第1回天栄村議会臨時会会議録目次

第1号（4月5日）

| | |
|--------------------------------|----|
| 議事日程 | 1 |
| 本日の会議に付した事件 | 1 |
| 出席議員 | 1 |
| 欠席議員 | 2 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 2 |
| 職務のため出席した者の職氏名 | 2 |
| 臨時議長挨拶 | 3 |
| 開会の宣告 | 3 |
| 村長議会招集挨拶 | 3 |
| 議事日程の報告 | 4 |
| 仮議席の指定 | 4 |
| 議長の選挙 | 4 |
| 議長就任挨拶 | 6 |
| 日程の追加 | 6 |
| 議席の指定 | 7 |
| 会議録署名議員の指名 | 8 |
| 会期の決定 | 8 |
| 副議長の選挙 | 8 |
| 副議長就任挨拶 | 9 |
| 日程の追加 | 10 |
| 議席の一部変更について | 10 |
| 常任委員の選任について | 11 |
| 正副常任委員長の選任について | 12 |
| 議会運営委員の選任について | 12 |
| 正副議会運営委員長の選任について | 13 |
| 須賀川地方広域消防組合議会議員選挙 | 14 |
| 須賀川地方保健環境組合議会議員選挙 | 15 |
| 公立岩瀬病院企業団議会議員補欠選挙 | 16 |
| 日程の追加 | 18 |
| 同意第1号の上程、説明、質疑、採決 | 19 |

| | |
|-------------------|----|
| 承認第1号の上程、説明、質疑、採決 | 20 |
| 承認第2号の上程、説明、質疑、採決 | 21 |
| 承認第3号の上程、説明、質疑、採決 | 22 |
| 承認第4号の上程、説明、質疑、採決 | 24 |
| 委員会閉会中の継続審査申出書 | 25 |
| 閉会の宣告 | 28 |

第 1 回 臨 時 村 議 会

(第 1 号)

平成28年第1回天栄村議会臨時会

議事日程（第1号）

平成28年4月5日（火曜日）午前10時開会

日程第 1 仮議席の指定について

日程第 2 選挙第1号 議長選挙

日程第 1 議席の指定について

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 選挙第2号 副議長選挙

日程第 5 常任委員の選任について

日程第 6 議会運営委員の選任について

日程第 7 選挙第3号 須賀川地方広域消防組合議会議員選挙

日程第 8 選挙第4号 須賀川地方保健環境組合議会議員選挙

日程第 9 選挙第5号 公立岩瀬病院企業団議会議員補欠選挙

日程第10 議席の一部変更について

日程第11 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

日程第12 承認第1号 専決処分の報告及び承認について

日程第13 承認第2号 専決処分の報告及び承認について

日程第14 承認第3号 専決処分の報告及び承認について

日程第15 承認第4号 専決処分の報告及び承認について

日程第16 委員会閉会中の継続審査申出書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

| | | | | | |
|----|------|---------|----|---------|------|
| 1番 | 北 畠 | 正 君 | 2番 | 円 谷 | 要 君 |
| 3番 | 大須賀 | 溪 仁 君 | 4番 | 服 部 | 晃 君 |
| 5番 | 小 山 | 克 彦 君 | 6番 | 揚 妻 一 | 男 君 |

◎臨時議長挨拶

〔参事兼事務局長 蕪木利弘君登壇〕

○参事兼事務局長（蕪木利弘君） おはようございます。

議会事務局長の蕪木利弘でございます。

本臨時会は天栄村村議会議員一般選挙後初めての議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなります。

年長の議員は後藤修議員でありますので、後藤修議員に議長席にご着席いただきたく、お願いいたします。

○臨時議長（後藤 修君） おはようございます。

ただいま事務局長よりご紹介をいただきました後藤修であります。

地方自治法107条の規定によりまして、年長の者が臨時の議長を務めることとなっておりますので、暫時の間、臨時議長の職務を行います。よろしくをお願いいたします。

◎開会の宣告

○臨時議長（後藤 修君） それでは、ただいまから平成28年第1回天栄村議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、本臨時会は成立いたしました。

（午前10時02分）

◎村長議会招集挨拶

○臨時議長（後藤 修君） ここで、議会招集者であります村長から挨拶のお願いをいたします。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） おはようございます。

本日ここに平成28年天栄村議会第1回臨時会を招集いたしましたところ、ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

まず、改選後初議会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびの天栄村議会議員一般選挙におきまして、めでたく当選の栄に浴されました議員の皆様は改めてここにお喜びを申し上げます。

本村は昭和30年に町村合併促進法により、湯本村、牧本村、大里村、広戸村の旧4カ村が合併し、天栄村となり、先月の3月31日で61年が経過したところであります。この間、天栄村は大きな発展をすることができました。これは先人たちの偉業もさることながら、議会議員の皆様を初め、村民各位のご努力、ご協力によるものでございます。

しかし、現在、東日大震災からの復旧・復興への対応はもとより、人口減少、少子高齢化等への対応など、地方自治体を取り巻く環境は、なお一層厳しい状況に置かれております。

このような時代背景の中で、村としましては、昨年度末に天栄村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、この人口減少等の課題に対し、全力で取り組んでまいるところであります。この計画を着実に遂行していく上で、議会と執行側が車の両輪となり、最善の努力を払っていかねばならないものと考えているところであり、議員の皆様のご理解とご協力をお願いするところでもあります。

議員各位におかれましては、住民の負託に十分応えられるご活躍をご期待申し上げ、挨拶といたします。

平成28年4月5日、天栄村長、添田勝幸。

○臨時議長（後藤 修君） これで村長の挨拶を終わります。

◎議事日程の報告

○臨時議長（後藤 修君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

◎仮議席の指定

○臨時議長（後藤 修君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

◎議長の選挙

○臨時議長（後藤 修君） 日程第2、選挙第1号 議長選挙を行います。

お諮りいたします。

議長の選挙につきましては、暫時休議し協議したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○臨時議長（後藤 修君） 異議なしと認めます。

これより暫時休議いたします。

(午前10時06分)

○臨時議長（後藤 修君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前10時11分）

○臨時議長（後藤 修君） これより議長の選挙を行います。

選挙の方法については、投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（後藤 修君） ただいまの出席議員は10名です。

投票に先立ちまして、会議規則第32条第2項の規定により、立会人に北嶋正君及び円谷要君を指名いたします。

これより投票用紙を配ります。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名で行います。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（後藤 修君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○臨時議長（後藤 修君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（後藤 修君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

○臨時議長（後藤 修君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○臨時議長（後藤 修君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

開票を行います。

北嶋正君及び円谷要君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○臨時議長（後藤 修君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 10票

有効投票数 10票

無効は 0 票
です。

有効投票のうち 廣瀬和吉君 9 票
後藤 修君 1 票

であります。

この選挙の法定得票は 3 票であります。

したがって、廣瀬和吉君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

◎議長就任挨拶

- 臨時議長（後藤 修君） ただいま議長に当選されました廣瀬和吉君が議長におられます。
本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。
議長に当選されました廣瀬和吉君の議長当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。

〔10番 廣瀬和吉君登壇〕

- 10番（廣瀬和吉君） 一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま議員の皆様によりご推挙をいただきまして、議長という要職に就任させていただきまして、身に余る光栄に存じます。私、まだまだ未熟者ではございますが、誠心誠意頑張りますので、今後とも皆様のご指導、ご鞭撻のほど、よろしくをお願いいたします。

また、執行機関と議会が一体となり、天栄村発展のため住民福祉の向上を目指し、職責を全うする覚悟でございます。重ねて皆様にはお願いを申し上げ、簡単ではございますが挨拶といたします。本当にありがとうございました。

- 臨時議長（後藤 修君） 以上をもちまして臨時議長の職務は全部終了いたしました。
ご協力、大変ありがとうございました。
廣瀬和吉議長、議長席に着席を願います。

◎日程の追加

- 議長（廣瀬和吉君） 議長を交代いたします。よろしくご協力お願いいたします。
お諮りいたします。

ここで議事日程第1号に追加すべき議案がございますので、この際これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げましたとおり、日程に追加し、直ちに議題とすることを決定いたしました。

追加日程を事務局に配付させますので、議案等配付のため暫時休議いたします。

(午前10時28分)

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時41分)

○議長（廣瀬和吉君） 日程に入る前に先立ちまして、ご報告申し上げます。

臨時議会に説明のため、地方自治法第121条の規定により別添写しのとおり出席を要求いたしました。

◎議席の指定

○議長（廣瀬和吉君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第2項の規定によって、お手元に配付した議席表のとおり指定いたします。

なお、議席の指定を事務局に朗読させます。

[参事兼事務局長 蕪木利弘君登壇]

○参事兼事務局長（蕪木利弘君） 議席の指定について。

天栄村議会会議規則第4条第1項の規定により、議席を次のように指定するものとする。

平成28年4月5日提出

天栄村議会議長 廣瀬和吉

記

番号。

| | | | |
|-----|---------|------|---------|
| 1 番 | 北 畠 正 | 6 番 | 後 藤 修 |
| 2 番 | 円 谷 要 | 7 番 | 揚 妻 一 男 |
| 3 番 | 大須賀 溪 仁 | 8 番 | 渡 部 勉 |
| 4 番 | 服 部 晃 | 9 番 | 熊 田 喜 八 |
| 5 番 | 小 山 克 彦 | 10 番 | 廣 瀬 和 吉 |

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） ただいま事務局長朗読のとおり議席を指定いたします。

ここで議席の指定が決まりましたので、移動を行うため暫時休議いたします。

(午前11時42分)

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前 11 時 43 分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（廣瀬和吉君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、

1 番 北 畠 正 君

2 番 円 谷 要 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（廣瀬和吉君） 日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日 1 日限りといたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

◎副議長の選挙

○議長（廣瀬和吉君） 日程第 4、選挙第 2 号 副議長選挙を行います。

お諮りいたします。

副議長の選挙につきましては、暫時休議し協議したいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

暫時休議をいたします。

（午前 11 時 44 分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前 11 時 49 分）

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

選挙方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思

います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に後藤修君を指名します。

ただいま議長が指名しました後藤修君を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました後藤修君が副議長に当選されました。

◎副議長就任挨拶

ただいま副議長に当選されました後藤修君が議場におられます。

本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

副議長に当選されました後藤修君の副議長当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。

後藤修君。

〔6番 後藤 修君登壇〕

○6番（後藤 修君） ただいま議長より指名いただきました、副議長となります後藤修でございます。

今後は議長を補佐しながら、議会運営のスムーズな運びと、それから村のさらなる発展に邁進する所存でございます。今後とも皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。就任の挨拶とさせていただきます。

○議長（廣瀬和吉君） ただいま議案審議の途中であります。昼食のため午後1時30分まで休みます。

（午前11時53分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 1時30分）

◎日程の追加

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

副議長の選挙に伴い、慣例により副議長の席は9番となりますので、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部変更についてを日程に追加し、日程10として日程の順序を変更し、先に議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、日程を一部変更することを決定しました。

追加日程を事務局に配付させますので、暫時休議いたします。

（午後 1時30分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 1時32分）

◎議席の一部変更について

○議長（廣瀬和吉君） 日程第10、議席の一部変更を行います。

変更になります議席番号、氏名を事務局長に朗読させます。

〔参事兼事務局長 蕪木利弘君登壇〕

○参事兼事務局長（蕪木利弘君） 議席の一部変更について。

副議長選挙に伴い、議会会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を次のように変更するものとする。

平成28年4月5日提出

天栄村議会議長 廣瀬和吉

記

6番 後藤修議員の議席を9番に

7番 揚妻一男議員の議席を6番に

8番 渡部勉議員の議席を7番に

9番 熊田喜八議員の議席を8番にそれぞれ変更する。

以上でございます。

○議長（廣瀬和吉君） ただいま事務局朗読のとおり議席を指定いたします。

ここで議席替えのため、暫時休議いたします。

（午後 1時33分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 1時35分)

◎常任委員の選任について

○議長（廣瀬和吉君） 日程第5、常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員は、委員会条例第5条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、ここで本会議を休議し、全員協議会により選任したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、これより休議し、全員協議会を開きます。

暫時休議いたします。

(午後 1時36分)

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 1時44分)

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長において指名します。

総務常任委員に

1番 北 嶋 正 君、

3番 大須賀 溪 仁 君、

5番 小 山 克 彦 君、

7番 渡 部 勉 君、

10番 廣 瀬 和 吉、

産業建設常任委員に

2番 円 谷 要 君、

4番 服 部 晃 君、

6番 揚 妻 一 男 君、

8番 熊 田 喜 八 君、

9番 後藤 修 君、
議会広報委員に

1番 北 畠 正 君、
3番 大須賀 溪 仁 君、
5番 小 山 克 彦 君、
7番 渡 部 勉 君、
9番 後藤 修 君、

をそれぞれ指名いたします。これでご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員に選任することを決定いたしました。

◎正副常任委員長の選任について

○議長（廣瀬和吉君） ここで、各常任委員会を開催いただき、正副委員長の互選を行い、議長まで報告願います。

暫時休議いたします。

（午後 1時45分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時07分）

○議長（廣瀬和吉君） ここで、各常任委員会で互選いただきました正副委員長をご報告申し上げます。

総務常任委員会委員長に小山克彦君、副委員長に大須賀溪仁君、産業建設常任委員会委員長に揚妻一男君、副委員長に服部晃君、議会広報委員会委員長に渡部勉君、副委員長に北畠正君であります。

以上で報告を終わります。

◎議会運営委員の選任について

○議長（廣瀬和吉君） 日程第6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員は、委員会条例第5条1項の規定により、議長が議会に諮って指名すること

になっておりますので、ここで本会議を休議し、全員協議会において選任したいと思います
が、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、これより休議し、全員協議会を開きます。

暫時休議いたします。

（午後 2時08分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時17分）

○議長（廣瀬和吉君） 議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規
定により、議長において指名します。

議会運営委員に

6番 揚 妻 一 男 君、

5番 小 山 克 彦 君、

4番 服 部 晃 君、

3番 大須賀 溪 仁 君、

9番 後 藤 修 君、

をそれぞれ指名いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

◎正副議会運営委員長の選任について

○議長（廣瀬和吉君） ここで、議会運営委員会を開催していただき、正副委員長の互選を行
い、議長まで報告願います。

暫時休議いたします。

（午後 2時18分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時19分）

○議長（廣瀬和吉君）　ここで、議会運営委員会で互選になりました正副委員長をご報告いたします。

議会運営委員会委員長に大須賀溪仁君、副委員長に服部晃君であります。

以上、報告を終わります。

◎須賀川地方広域消防組合議会議員選挙

○議長（廣瀬和吉君）　日程第7、選挙第3号　須賀川地方広域消防組合議会議員選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、暫時休議をし協議したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君）　異議なしと認めます。

暫時休議いたします。

（午後　2時20分）

○議長（廣瀬和吉君）　休議前に引き続き再開いたします。

（午後　2時49分）

○議長（廣瀬和吉君）　お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君）　ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことを決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君）　異議なしと認めます。

よって、これより指名いたします。

須賀川地方広域消防組合議会議員に服部晃君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました服部晃君を須賀川地方広域消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） ご異議なしと認めます。

よって、服部晃君が須賀川地方広域消防組合議会議員に当選されました。

服部晃君が議場におられます。

本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

ここで、須賀川地方広域消防組合議会議員に当選されました服部晃君の須賀川地方広域消防組合議会議員の当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。

服部議員。

〔4番 服部 晃君登壇〕

○4番（服部 晃君） ただいま議員各位にご推薦いただきまして、須賀川消防組合議会議員になりました。消防行政のチェック機関として一生懸命頑張りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

◎須賀川地方保健環境組合議会議員選挙

○議長（廣瀬和吉君） 日程第8、選挙第4号 須賀川地方保健環境組合議会議員選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、暫時休議をし協議したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） ご異議なしと認めます。

暫時休議いたします。

（午後 2時52分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時52分）

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いを。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） ご異議なしと認めます。

よって、これより指名いたします。

須賀川地方保健環境組合議会議員に円谷要君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました円谷要君を須賀川地方保健環境組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） ご異議なしと認めます。

よって、円谷要君が須賀川地方保健環境組合議会議員に当選されました。

円谷要君が議場におられます。

本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

ここで、須賀川地方保健環境組合議会議員に当選されました円谷要君の須賀川地方保健環境組合議会議員の当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。

〔2番 円谷 要君登壇〕

○2番（円谷 要君） 先ほどはご推薦いただきまして、ありがとうございます。

私も1年生ではありますが、私なりに選ばれた以上は一生懸命頑張りたいと思いますので、それにつきましては皆様方のご支援、ご協力、ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。頑張りますのでよろしく申し上げます。

◎公立岩瀬病院企業団議会議員補欠選挙

○議長（廣瀬和吉君） 日程第9、選挙第5号 公立岩瀬病院企業団議会議員補欠選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、暫時休議をし協議したいと思いを。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） ご異議なしと認めます。

暫時休議いたします。

(午後 2時55分)

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 2時55分)

○議長（廣瀬和吉君） これより公立岩瀬病院企業団議会議員補欠選挙を行います。

選挙の方法については、投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（廣瀬和吉君） ただいまの出席議員は10名です。

投票に先立ちまして、会議規則第32条第2項の規定により、立会人に北畠正君、円谷要君を指名します。

これより投票用紙を配ります。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名で行います。

投票用紙、配付をお願いします。

〔投票用紙配付〕

○議長（廣瀬和吉君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（廣瀬和吉君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（廣瀬和吉君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

北畠正君、円谷要君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（廣瀬和吉君） 選挙の結果を報告いたします。

| | |
|------|-----|
| 投票総数 | 10票 |
| 有効投票 | 9票 |
| 無効投票 | 1票 |

です。

| | | |
|---------|-------|----|
| 有効投票のうち | 小山克彦君 | 7票 |
| | 熊田喜八君 | 2票 |

以上のおりであります。

この選挙の法定得票は3票であります。

したがって、小山克彦君が公立岩瀬病院企業団議会議員に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（廣瀬和吉君） ただいま公立岩瀬病院企業団議会議員に当選されました小山克彦君が議場におられます。

本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

公立岩瀬病院企業団議会議員に当選されました小山克彦君の公立岩瀬病院企業団議会議員当選の承諾及び挨拶をお願いします。

小山克彦君。

〔5番 小山克彦君登壇〕

○5番（小山克彦君） ただいまは公立岩瀬病院企業団議会議員に選出をいただき、誠にありがとうございます。天栄村の代表としてしっかり務めていきたいと思っておりますので、皆様のご協力よろしくお願いたします。

◎日程の追加

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

ここで議事日程第2号に追加すべき議案がございますので、この際これを日程に追加し議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げましたとおり日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程を事務局に配付させますので、議案等配付のため、暫時休議いたします。

（午後 3時11分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時23分）

◎同意第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第11、同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案を事務局に朗読させます。

〔参事兼事務局長 蕪木利弘君登壇〕

○参事兼事務局長（蕪木利弘君） 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて。

本村の監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成28年4月5日提出。天栄村長、添田勝幸。

記。

住所、天栄村大字小川字館ノ越72番地。

氏名、渡部勉。

生年月日、昭和21年6月14日生まれ。

○議長（廣瀬和吉君） 本件については、渡部勉君の一身上に関する事件でありますので、地方自治法第117条の規定により、渡部勉君の退席を求めます。

〔7番 渡部 勉君退席〕

○議長（廣瀬和吉君） 提案理由の説明を求めます。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 提案理由をご説明申し上げます。

地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議員のうちから1名、議会の同意を得て選任することとなっております。このことにより、渡部勉議員を本村の監査委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期につきましては4年間で、議員の任期によることとなりますので、同意をよろしくお願い申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を省略して採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣瀬和吉君） 全員起立であります。

よって、監査委員の選任についての件は、原案どおり同意することに決定いたしました。

ここで、渡部勉君の退席を解きます。

〔7番 渡部 勉君復席〕

○議長（廣瀬和吉君） 同意されました渡部勉君よりご挨拶をお願いいたします。

渡部勉君。

〔7番 渡部 勉君登壇〕

○7番（渡部 勉君） このたび天栄村の監査委員に選任いただきました渡部勉でございます。

力の限り尽くしてまいりたいと思います。皆様のご指示、お力添えをよろしくお願いいたしまして、簡単でございますが挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願ひします。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第12、承認第1号 専決処分の報告及び承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） 12ページをご覧ください。承認第1号 専決処分の報告及び承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

平成28年4月5日提出。天栄村長、添田勝幸。

専決第1号 天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

朗読を省略させていただきます。改正の内容についてご説明申し上げます。

別紙、承認第1号説明資料の1ページをご覧ください。新旧対照表になりますが、今回の改正は附則に第6条から第9条の4条を新たに追加する改正となっております。

今回の改正は、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、家庭的保育事業等における保育士の確保が困難な状況に対処するため、当面の間の措置として保

育士の配置要件の緩和を図るための改正がなされたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を省略して採決いたします。

本件は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第13、承認第2号 専決処分の報告及び承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税務課長、内山晴路君。

〔税務課長 内山晴路君登壇〕

○税務課長（内山晴路君） 承認第2号 専決処分の報告及び承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

平成28年4月5日提出。天栄村長、添田勝幸。

専決第2号 天栄村税条例等の一部を改正する条例の制定について。

朗読のほうを省略させていただきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。

資料のほう、3ページのほうをご覧くださいと思います。

今回の改正につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日から施行されることとなったため、天栄村税条例の一部を改正を平成28年3月31日に専決処分を受けたものでございます。

今回の改正につきましては、第1条と第2条に分かれた改正となっております。お手元の資料、承認第2号説明資料の新旧対照表をご覧くださいと思います。

まず、第1条の改正であります。56条でございますが、法律改正に合わせた改正でございます。まず、「独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供する者に限る」等の条文が新たに規定されたものでございます。また、条文中、

独立行政法人労働者健康福祉機構が4月1日をもって独立行政法人労働者健康安全機構と名称を改めたことから、法律改正に合わせての改正であります。

次のページをお開きください。附則第10条の3、第8項5号におきまして、補助金等の費用について明記した改正でございます。

次に、第2条の改正であります。こちらは、村たばこ条例に関する経過措置に関する規定であります。

続きまして、5ページの第4条第3項、表中、中欄の各様式名の前に施行規則の文言を追記した改正でございます。第4条7項中、「新条例」とあったものを「天栄村税条例」とし、また、表中における各条項の改正でございます。

以降、6ページから7ページの10項、12項、14項、ともに表中内の条項及び文言等の修正でございます。

説明につきましては以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第15、承認第4号 専決処分の報告及び承認について議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税務課長、内山晴路君。

〔税務課長 内山晴路君登壇〕

○税務課長（内山晴路君） 承認第3号 専決処分の報告及び承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

平成28年4月5日提出。天栄村長、添田勝幸。

専決第3号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

朗読を省略し……。

[発言する声あり]

○議長（廣瀬和吉君） 暫時休議いたします。

(午後 3時37分)

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 3時37分)

○議長（廣瀬和吉君） 失礼いたしました。先ほど日程第15、承認第4号と申しましたが、日程第14、承認第3号に訂正いたします。失礼いたしました。

日程第14、承認第3号 専決処分の報告及び承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税務課長、内山晴路君。

[税務課長 内山晴路君登壇]

○税務課長（内山晴路君） 承認第3号 専決処分の報告及び承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

平成28年4月5日提出。天栄村長、添田勝幸。

専決第3号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

朗読を省略しまして、説明のほうに移らせていただきたいと思います。

こちらにつきましては、天栄村国民健康保険税条例のほうの改正となります。施行期日のほうでございますが、こちら平成28年4月1日から施行、適用区分としましては、「改正後の天栄村国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による」としております。

この改正につきましては、地方税法施行令等の一部改正が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日から施行されることとなったことに伴いまして、天栄村国民健康保険税条例の一部改正を平成28年3月31日に専決処分を受けたものでございます。

お手元の資料8ページ、承認第3号説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。

第2条の改正につきましては、地方税法施行令の改正に伴う改正で、課税限度額の引き上げとなります。

第2項につきましては、基礎課税額の限度額が「52万円」から「54万円」に、第3項につきましては、後期高齢者支援金等課税額の限度額が「17万円」から「19万円」に引き上げられました。

これらによりまして、4万円ほど限度額が引き上げとなります。

第23条の第1項の改正につきましては、課税限度額の引き上げについての条文であります。

第2号及び第3号の改正につきましては、減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の改正となります。

第27条の改正につきましては、条例番号の付記でございます。

説明につきましては以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を省略して採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第15、承認第4号 専決処分の報告及び承認について議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税務課長、内山晴路君。

〔税務課長 内山晴路君登壇〕

○税務課長（内山晴路君） 承認第4号 専決処分の報告及び承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成28年4月5日提出。天栄村長、添田勝幸。

専決第4号 天栄村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。

朗読を省略しまして、ご説明申し上げたいと思います。

お手元の資料の10ページ、承認第4号の説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、行政不服審査法の改正に伴う所要の規定の整備を行うものでございます。平成28年4月1日から施行となることに伴いまして、天栄村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を本年3月の定例会におきまして議決をいただきましたが、

条文中の文言の一部改正があったことにより、このたび改正が必要となったため、平成28年3月31日に専決処分を受けたものでございます。こちらにつきましては、表記方法についての改正となっております。

説明については以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を省略して採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎委員会閉会中の継続審査申出書

○議長（廣瀬和吉君） 日程第16、委員会閉会中の継続審査申出書を議題といたします。

議会運営委員会委員長より申し出願います。

3番、議会運営委員会委員長、大須賀溪仁君。

〔議会運営委員会委員長 大須賀溪仁君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大須賀溪仁君） 平成28年4月5日、天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

天栄村議会議会運営委員会委員長、大須賀溪仁。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事件。

（1）本会議の会期日程等議会運営に関する事項並びに委員会運営に必要な調査、研究のため。

2、理由。

地方自治法第109条第3項に基づく審査及び調査のため。

以上でございます。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思

います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることを決定いたしました。

次に、総務常任委員会委員長より申し出願います。

総務常任委員会委員長、小山克彦君。

〔総務常任委員会委員長 小山克彦君登壇〕

○総務常任委員会委員長（小山克彦君） 平成28年4月5日、天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

天栄村議会総務常任委員会委員長、小山克彦。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事件。

（1）総務常任委員会所管業務に係る調査研究並びに広報広聴活動。

2、理由。

地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

ただいま総務常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

続いて、産業建設常任委員会委員長より申し出願います。

産業建設常任委員会委員長、揚妻一男君。

〔産業建設常任委員会委員長 揚妻一男君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（揚妻一男君） 平成28年4月5日、天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

殿。

天栄村議会産業建設常任委員会委員長、揚妻一男。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事件。

(1) 産業建設常任委員会所管業務に係る調査研究並びに広報広聴活動。

2、理由。

地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

ただいま産業建設常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

続いて、議会広報常任委員会委員長より申し出願います。

議会広報常任委員会委員長、渡部勉君。

〔議会広報常任委員会委員長 渡部 勉君登壇〕

○議会広報常任委員会委員長（渡部 勉君） 平成28年4月5日、天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

天栄村議会広報常任委員会委員長、渡部勉。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事件。

(1) 議会広報発行のための取材並びに編集及び調査研究。

2、理由。

地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

以上でございます。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

ただいま議会広報常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） ご異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

平成28年4月5日招集の平成28年第1回天栄村議会臨時会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

これにて平成28年第1回天栄村議会臨時会を閉会といたします。

どうもご苦労さまでした。

（午後 3時55分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年6月15日

議 長 廣 瀬 和 吉

臨 時 議 長 後 藤 修

署 名 議 員 北 畠 正

署 名 議 員 円 谷 要

参 考 资 料

議案等審査結果一覧表

| 議案番号 | 件名 | 議決月日 | 結果 |
|------|------------------------|------|------|
| 同意1号 | 監査委員の選任につき同意を求めることについて | 4月5日 | 原案同意 |
| 承認1号 | 専決処分の報告及び承認について | 4月5日 | 原案承認 |
| 2号 | 専決処分の報告及び承認について | 4月5日 | 原案承認 |
| 3号 | 専決処分の報告及び承認について | 4月5日 | 原案承認 |
| 4号 | 専決処分の報告及び承認について | 4月5日 | 原案承認 |